第二十五条の十第一項第十三号中「をいう」を「をいい、長期信用銀行業高度化等会社を除く」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十三の二　合併後存続する長期信用銀行持株会社が当該合併により長期信用銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該長期信用銀行業高度化等会社に関する第五条の九の二第一項第四号に掲げる書面

第二十五条の十第三項中「第一項第十四号」を「第一項第十三号の二及び第十四号」に改める。

第二十五条の十の二第一項第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二　当該会社分割により長期信用銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該会社に関する第五条の九の二第一項第四号に掲げる書面

第二十五条の十の二第三項中「第一項第十五号」を「第一項第十四号の二及び第十五号」に改める。

第二十五条の十一第一項第十号の次に次の一号を加える。

十の二　当該事業の譲渡により長期信用銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該会社に関する第五条の九の二第一項第四号に掲げる書面

第二十五条の十一第三項中「第一項第十一号」を「第一項第十号の二及び第十一号」に改める。

第二十五条の十六第二号中「第五条の九の六第一項」を「第五条の九の七第一項」に改める。

第二十五条の三十五第一項及び第二項中「第五十二条の四十七」を「第五十二条の四十七第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　銀行法第五十二条の四十七第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　特定長期信用銀行代理業者の特定長期信用銀行代理行為に係る業務を営む無人の営業所又は事務所において臨時にその業務の一部を休止する場合

二　休業期間が一営業日以内で、営業が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合

第二十五条の四十五第二項第一号中「第五条の九の八第一項第二号」を「第五条の九の九第一項第二号」に、「すべて」を「全て」に改め、同項第二号中「すべて」を「全て」に改める。

第二十六条第一項第十号中「第十六条の三第一項」を「第十六条の四第一項」に改め、同項第十一号中「子会社対象会社」の下に「（長期信用銀行業高度化等会社を除く。）」を加え、同項中第十四号の二を第十四号の四とし、第十四号の次に次の二号を加える。

十四の二　法第六条の三第二項の認可を受けた長期信用銀行が、外国銀行グループに属する外国銀行との間で外国銀行代理業務に係る委託契約を締結しようとする場合

十四の三　法第六条の三第二項の認可を受けた長期信用銀行が、所属外国銀行との間で外国銀行代理業務に係る委託契約を終了しようとする場合

第二十六条第一項第十五号中「なつた」を「なつたことを知つた」に改め、同条第三項第八号中「子会社対象会社」の下に「（長期信用銀行業高度化等会社を除く。）」を加え、同項第十号中「第二十五条の二の二十二第一項」を「第二十五条の二の二十五第一項」に改め、同項第十二号中「なつた」を「なつたことを知つた」に改め、同条第四項第一号中「場合」の下に「（長期信用銀行である長期信用銀行代理業者が変更した場合を除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

六　長期信用銀行代理業の再委託をした場合（長期信用銀行である長期信用銀行代理業再委託者が再委託をした場合に限る。）であつて、当該再委託を受けた長期信用銀行代理業再受託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地を変更した場合

第二十六条第五項中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　第一項第十四号の二に掲げる場合　第四条の二の五第四項第二号から第五号まで及び第七号に掲げる書面

第二十六条第七項第三号中「の一件当たりの金額が百万円以上」を削り、「含む。」を「含む。以下この号において同じ。）のうち、長期信用銀行の業務又は長期信用銀行代理業の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、これらの業務の管理上重大な紛失と認められるもの」に改め、同条第八項を次のように改める。

8　次の各号に掲げる場合の届出は、当該各号に定める日から三十日以内に行わなければならない。

一　第一項第二十二号及び第四項第四号に該当する場合　不祥事件の発生を長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者が知つた日

二　第四項第六号に該当する場合　同号の規定による変更があつた日

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第四条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「第五十四条の二十四第三項」を「第五十四条の二十五第三項」に改める。

第五十三条の三第一項第二号を削り、同項第三号中「所属外国銀行」の下に「（法第五十四条の二第一項に規定する所属外国銀行をいう。以下同じ。）」を加え、「存在を証明する」を「所在地を記載した」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「資格を証明する」を「氏名又は名称を記載した」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号中「委託契約書の案」を「委託契約の内容を記載した書面」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

第五十三条の四第二号を削り、同条第三号中「存在を証明する」を「所在地を記載した」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「資格を証明する」を「氏名又は名称を記載した」に改め、同号を同条第三号とし、同条中第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条第七号中「委託契約書の案」を「委託契約の内容を記載した書面」に改め、同号を同条第六号とし、同条第八号を同条第七号とする。

第五十三条の五の見出し中「委託契約書の案」を「委託契約の内容を記載した書面」に改め、同条中「第五十三条の三第一項第六号及び前条第七号」を「第五十三条の三第一項第五号及び前条第六号」に、「委託契約書の案」を「委託契約の内容を記載した書面」に改める。

第五十三条の六第一項中「第五十三条の三第一項第七号及び第五十三条の四第八号」を「第五十三条の三第一項第六号及び第五十三条の四第七号」に改める。

第六十四条第一項中「及び第八項」及び「主として」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「及び第九項」を削り、同条第五項第十八号中「法第五十四条の二十一第一項又は」を「信用金庫にあつては法第五十四条の二十一第一項に規定する子会社対象会社、信用金庫連合会にあつては」に改め、同条第十二項第二号を次のように改める。

二　前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

第六十四条第十二項第三号中「第六項第三号、第七項第三号及び第八項第三号に掲げる業務を除く。）」を「のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの」に改める。

第六十六条第一項中「、認可対象会社」の下に「（当該金庫が信用金庫連合会である場合にあつては、法第五十四条の二十三第一項第十一号の三に掲げる会社（以下「業務高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同項第三号中「次項」の下に「並びに次条」を加え、同項第五号中「第五十四条の二十四第一項」を「第五十四条の二十五第一項」に改め、同条第二項第四号中「当該申請時」を「当該申請の時」に改め、同条第四項中「認可」の下に「（信用金庫連合会及びその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた業務高度化等会社の議決権について、引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可を除く。）」を加え、同条第六項中「及び第三項第二号」を「、第三項第二号及び第四項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（業務高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第六十六条の二　信用金庫連合会は、当該信用金庫連合会又はその子会社が合算して業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　理由書

二　当該信用金庫連合会に関する次に掲げる書面

イ　最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ　当該認可後における収支の見込みを記載した書面